

# 中小企業総合振興資金の取扱いに係る運用表

令和6年4月1日

## 1 融資利率

### (1) 融資利率設定の指標金利

指標金利	A	都市銀行における新長期プライムレート(3年以内)のうち、融資利率改定日に対応した基準日時点において最も多くの金融機関が採用している利率
	B	都市銀行における新長期プライムレート(3年を超えるもののうち最も低いレートのもの)のうち、融資利率改定日に対応した基準日時点において最も多くの金融機関が採用している利率

### (2) 融資利率の設定基準

下記の区分ごとに積算した利率の小数点以下第2位を四捨五入して得られた率(=基準金利)から、0.3%(\*)(=金利引下げ幅)引き下げる。(融資利率=基準金利-金利引下げ幅)

(単位:%)

基準金利	固定金利				変動金利
	3年以内 ①	5年以内 ②	7年以内 ③	10~20年以内 ④	
通常利率	A	B	②+0.2	③+0.2	①
特別利率1	A×0.9	B×0.9	②+0.2	③+0.2	①
特別利率2	A×0.8	B×0.8	②+0.2	③+0.2	①
特別利率3	—	B×0.65	—	②+0.2	②

貸付区分	基準金利	金利引下げ幅
創業貸付	特別利率2	0.3%(*)
ステップアップ貸付	特別利率1	
政策サポート、ゼロカーボン、観光・企業立地	特別利率2	
事業承継貸付	特別利率2	
経営環境変化対応貸付	特別利率2	
原料等高騰、認定企業、災害復旧	特別利率3	
コロナ克服サポート貸付	特別利率3	
防災・減災貸付	特別利率2	
耐震改修対策【耐震改修費用】	特別利率2-0.1%	
一般貸付	通常利率	
小規模企業貸付(小口を含む)	特別利率1	

(\* )金利引下げ幅は、金融機関の貸出金利の動向等により改定を行うことがある。

### (3) 融資利率の改定日

融資利率改定日	改定の基礎とする基準日
4月 1日	同年の 3月 1日
10月 1日	同年の 9月 1日

### 【平成30年3月末までの融資実行分に係る変動金利運用表】

下記の区分ごとに積算した利率の小数点以下第2位を四捨五入して得られた率(=基準金利)から、0.2%(=金利引下げ幅)引き下げる。(融資利率=基準金利-金利引下げ幅)

(単位:%)

貸付区分	基準金利	金利引下げ幅
創業貸付	A×0.8	0.2%
ステップアップ貸付	A×0.9	
政策サポート、観光・企業立地	A×0.8	
経営力強化貸付	B×0.65	
経営環境変化対応貸付	A×0.8	
原料等高騰、認定企業、災害復旧	B×0.65	
防災・減災貸付	A×0.8	
耐震改修対策【耐震改修費用】	A×0.8-0.1%	
一般貸付	A	
小規模企業貸付(小口を含む)	A×0.9	

【平成27年7月末までの融資実行分に係る変動金利運用表】

下記の区分ごとに積算した利率の小数点以下第2位を四捨五入して得られた率とする。

(単位:%)

資金区分(貸付区分)	変動金利
経営安定化資金(一般貸付)	A
小規模企業貸付、小口事業貸付	A×0.9
セーフティネット貸付、災害貸付、東日本大震災等関連特別貸付、経営力強化貸付	B×0.65
事業活性化資金(ステップアップ貸付(成長分野を除く))	A×0.9
創業貸付、事業革新貸付、ステップアップ貸付(成長分野)	A×0.8
産業振興資金(企業立地貸付、観光振興貸付)	A×0.8
経済対策特別資金(建設業等新分野進出特別貸付、景気変動対策特別貸付)	A×0.8
原料等高騰対策特別資金	B×0.65

2 預託

(1) 融資残高

預託時期に対応した基準日時点における、融資制度の各貸付区分ごとの融資残高(千円未満四捨五入)

(2) 融資利率

預託時期に対応した基準日時点における、融資制度の各貸付区分ごとの融資残高により積算した加重平均利率(小数点以下第3位四捨五入)

(3) 預託利率

覚書における預託の条件で定める利率

(4) 実収利回

業態区分	
都市銀行	都市銀行における新長期プライムレート(3年を超えるもののうち最も低いレートのもの)のうち、預託時期に対応した基準日時点において最も多くの金融機関が採用している利率
地方銀行 (C)	道内に本店を有する地方銀行における新長期プライムレート(3年を超えるもののうち最も低いレートのもの)のうち、預託時期に対応した基準日時点において最も多くの金融機関が採用している利率
信用金庫	C+0.5%
信用組合	C+1.5%

(5) 運用倍率

算式	備考
運用倍率=(実収利回-預託利率)÷(実収利回-融資利率)	小数点以下第3位四捨五入

(6) 預託金額

算式	備考
預託金額=融資残高÷運用倍率	10万円未満切捨

(7) 預託時期及び基準日

預託時期	融資残高・融資利率の基準日	実収利回の基準日
4月 1日	前年の 9月30日	前年の12月 1日
6月30日	同年の 3月31日	同年の 6月 1日
12月28日	同年の 9月30日	同年の12月 1日